

経年損耗は貸主負担

もうすぐ3月。進学や就職、転勤などで引っ越しの多い季節ですが、賃貸住宅にお住まいの方は、思いがけない契約トラブルに注意が必要です。

▼築25年の賃貸アパートを退去したが、管理会社から原状回復費用を約90万円請求され、納得できず見直しを要求した。(20代・男性)

▼退去の立ち会い時、クロスは借り主負担で全面張り替えと言われ、納得できないと伝えたが、費用十数万円を請求された。(30代・女性)

▼「畳表替え、ハウスクリーニングなどの費用を敷金から差し引いて返金する」との書面が届いた。賃貸借契約書には畳の表替えに関する記載はあるがハウスクリーニング費用に関する記載はない。(40代・男性)

建物の経年による損耗(借り主に責任のある損傷は除く)やクリーニング費用(借り主負担の特約がある場合は除く)は、原則貸主負担です。契約時には契約書類をよく確認し、賃貸住宅の状況を記録に残しておくといよいでしょう。

入居中のエアコンや給湯器など備え付け機器の修繕も、借り主の責任によるものでなければ原則貸主負担です。

退去時には精算内容をよく確認し、納得できない点は説明を求めることも大切です。必要に応じ、国土交通省の「賃貸住宅標準契約書」や「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照し、請求内容に異なる部分がないか確認しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。